

連結会計財務諸表に関する注記事項

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ア 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券

① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))

イ 出資金

① 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年

工作物 2 年～80 年

物品 2 年～20 年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)…定額法

(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

イ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ウ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手元現金及び要求払預金)及び現金同等物(長野県会計関係例規において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

(9) 会計の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合は当該会計の決算を基礎として連結手続を行

っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位:百万円)

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
長野県農業開発公社	—	—	338	338
長野県林業公社	—	—	10,958	10,958
しなの鉄道	—	—	4,652	4,652

(2) 係争中の訴訟等の内容

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 令和4年(ネ)第3852号

御嶽山火山噴火災害関連事件 376百万円

3 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

ア 全体財務諸表の対象に加え、次に掲げる団体(会計)のうち、県が加入する一部事務組合・広域連合は構成団体の経費負担割合に応じた比例連結、その他は全部連結の対象としています。

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
長野県上伊那広域水道用水企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	38.7%
長野県地方税滞納整理機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	16.206%
長野県立病院機構	地方独立行政法人	全部連結	—
長野県立大学	地方独立行政法人	全部連結	
長野県土地開発公社	地方三公社	全部連結	
長野県道路公社	地方三公社	全部連結	
長野県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	
長野県国際化協会	第三セクター等	全部連結	
長野県長寿社会開発センター	第三セクター等	全部連結	
長野県生活衛生営業指導セン	第三セクター等	全部連結	

ター			
長野県下水道公社	第三セクター等	全部連結	
長野県産業振興機構	第三セクター等	全部連結	
長野県農業開発公社	第三セクター等	全部連結	
長野県林業公社	第三セクター等	全部連結	
長野県暴力追放県民センター	第三セクター等	全部連結	
長野県文化振興事業団	第三セクター等	全部連結	
長野県観光機構	第三セクター等	全部連結	
長野県原種センター	第三セクター等	全部連結	
長野県林業用苗木安定基金協会	第三セクター等	全部連結	
しなの鉄道	第三セクター等	全部連結	
松本空港ターミナルビル	第三セクター等	全部連結	

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整していません。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。